

# 平成14年第13回教育委員会記録

平成14年7月24日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成14年7月24日(水)午後2時3分～午後3時15分  
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸 田 頼 一 委員長 宮 坂 公 夫  
職務代理者 安 本 ゆ み  
委員 大 蔵 雄之助 委 員 安 本 ゆ み  
教育長 與 川 幸 男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松 本 義 勝 庶務課長 佐 藤 博 継  
学校運営課長 佐 野 宗 昭 学務課長 森 仁 司  
施設課長 小 林 陽 一 指導室長 工 藤 豊 太  
社会教育  
ｽﾎﾟｰｯ課長 武 笠 茂 中央図書館長 木 下 亮 子  
社会教育  
センター所長 伊 藤 俊 雄 中央図書館  
次 長 杉 田 治

事務局職員 庶務課係長 小今井 七 洋 法規担当係長 能 任 敏 幸  
担当書記 野 澤 雅 己

傍聴者数 5 名

### 会議に付した事件

#### (議案)

議案第56号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程

議案第57号 心身障害学級・養護学校教科用図書採択について

#### (報告)

- (1) 定期外健康診断について
- (2) 済美養護学校幼児教室見直し具体化検討会の報告について
- (3) 高円寺中学校体育館改築に伴う基本設計について
- (4) 泉南中学校落成式について
- (5) 「インターネット図書予約システム」について

**委員長** ただいまから第13回教育委員会を開催いたします。本日の議事録の署名委員は大蔵委員にお願いいたします。

本日の予定は、議案が2件。それから報告事項として、ご案内したのは5件だったと思いますが、1件追加させていただき、6件ということで審議に入らせていただきます。

初めに議案の第56号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」。庶務課長からご説明をお願いします。

**庶務課長** それでは私から、議案第56号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」についてご説明いたします。議案の最後のページを見ていただきたいと思います。ここに改正する部分が入っています。今回の規程の改正ですが、「特色ある学校づくり」、「地域に開かれた学校づくり」というようなことの中で、「教育改革アクションプラン」を実施しているわけですが、この教育改革アクションプランの中で、校長の経営能力の向上と権限強化というものが打ち出されています。校長自身が自らの経営方針に基づいてリーダーシップを発揮しながら、教職員の意欲を引き出したり、意識改革を行った上で学校の主体性とか自立性、そういったものを一層発揮できるようにしていこうと。これまで予算執行の弾力化とかそういったものを進めてきていますが、この中で書かれています「区職員の服務権限の校長への委譲」というのが、今回の規程で改正をするものです。

専決事項ということで書いてありますが、この中で、順に説明すると、1つが「宿日直勤務を命ずること」、これを校長の権限にということ。これは一般的に、区内の小・中学校では実際上あまりなく、南伊豆健康学園の関係での宿日直勤務というのが想定できます。

2つ目に、「育児または介護を行う区職員の深夜勤務の制限について承認すること」、これもこのとおりです。

その次に「区職員の休暇」ということで、「年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇を承認すること」というものも校長のほうに委譲していこうということ。この特別休暇はいろいろありまして、出産支援休暇、慶弔休暇、夏期休暇、ボランティア休暇等、そういった趣旨の特別休暇があり、承認を委譲していこうということ。す。

その次に、区職員の育児休業、部分休業を承認することもやっしていこうと思います。この「部分休業」は非常にわかりにくいのですが、育児休業を取っている者が、1日丸々取るということではなく、その内の何時間か、あるいは何十分か。30分単位ぐらいで、部分休業をすることができるようになっていますので、その承認も校長にという考えです。

そして「区職員に出張を命ずること」ということで、これは通常の出張命令というものを降していこう、「長期にわたるものを除く」という所ですが、これらについて想定できるのは、他都市

で災害等があった時に、応援で行くという場合を出張扱いにするかどうか、そういったものがありますが、そのようなものについては統一的に考えていかなければいけませんので、これらについては校長権限にはしないという考え方で、今回の規程の改正を行ったというものです。

この規程の施行ですが、平成 14 年 9 月 1 日から施行する予定です。

元に戻りますが、提案理由ということで、2 枚目の裏に書いてあります。先ほども申しましたように「学校に勤務する区職員の服務について、学校長に権限の一部を委譲するため、規定を整備する必要がある」ということです。以上です。

**委員長** ただいまの説明に関して、ご質問ご意見をお願いします。

**大蔵委員** 長期の内容は大体わかりましたが、「長期」というのは、何日ぐらいからを長期と考えているのですか。

**庶務課長** これは特段決まっておりません。通常の区職員の出張命令は、今までの学校行事とかを見ていきますと、3泊ぐらいが最高です。その時々で状況で考えていかなければいけないと思いますが、校長先生のほうからの相談に応じて対応していかなければいけないだろうと思っています。

**安本委員** 今の校長先生が持っている権限に加え、もう少し責任を持った学校運営のためにはどんどん権限を下ろしていくべきだと思うのです。今の休暇のことでこれはわかったのですが、まだもっとたくさんすべきことがあると思うのですが、これは順次なさっていくおつもりでしょうか。

**庶務課長** 今回の校長の権限委譲というのは、今、学校運営課長の権限ということで行っている権限を移すということで、まだ幾つか残っております。これらについては、学校の主体性とかを考えていく上で、下ろしていく必要があるだろうと思っています。もう少し問題の整理もしながら今後やっていく必要があるかと考えます。

**安本委員** やっぱり権限を下ろすということは、それに責任が伴うと思いますので、そのところを現場の校長先生なりに、よくご相談の上お決めになっていただきたいと思います。

**委員長** 他にございませんか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議ないようですので、議案第 56 号は、原案どおり決定させていただきます。ありがとうございました。

次に、議案の第 57 号「心身障害学級・養護学校教科用図書の採択について」、指導室長よりお願いいたします。

**指導室長** 議案第 57 号「心身障害学級・養護学校教科用図書の採択について」のご説明をいたします。平成 15 年度の杉並区立心身障害学級及び養護学校で使用する教科用図書につきまして、検討

委員会に諮問したところ、「各学校から提出されたものは適正である」という形で答申を受けましたので、議案にすることになりました。

教科用図書の検討会ですが、4月8日に第1回検討委員会を開催し、各学校に調査依頼をしたところです。4月14日に各学校から提出されたものについては、7月19日、7月22日と2回にわたり検討委員会を開催し、内容の検討に入ったところです。それで23日に答申内容等を出され、今回、教育委員会にお諮りするものです。

心身障害学級や養護学校における教科書の採択の原則は、ご説明を過日したところですが、優先順位はまず検定教科書を採択する。それを使用することが可能ではないというような形になった場合は、次に文科省のほうの著作教科書を使用するということです。さらに、各児童・生徒の個別指導計画に基づき、なおそれが適切なものではないという場合は、107条本ということで図書を使用する状況です。

採択される図書の範囲ですが、107条本のことについては、市販されているすべての図書の中から、区の採択要綱、細目等に合致するものであれば採択することができます。また、平成15年、16年度使用の「心身障害教育教科用調査研究資料」、これは東京都教育委員会から出されているものですが、107条本図書の採択の参考資料にして、各学校が選定にあたります。

その中の選定基準ですが6点ほどあります。1点目は「児童・生徒の障害の種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容」。これは文字の大きさ、さし絵、その他取り扱う題材などに配慮すること。2点目は、可能な限り系統的に編集されているということです。3点目は、上学年で使用する事となる教科用図書との関連を考慮し、採択する図書の系統性にも配慮すること。4点目は、いろいろ使用する上で、適切な体裁の図書を採択すること。また、カセットテープ、いろいろな工作など、図書として体裁をなしていないものは採択をしないということです。そして教科書等の無償供給予算の関係から、文科省等で基準価格等の、大幅に超えないものを選定するという事になっています。あと、予算上、今後予定しない状況のもとでは、分冊本は採択しない。一般の1つの本で採択するという状況で、採択にあたったわけです。

今回、お手元にある「教科用図書選択に対する調査研究の報告書」が出されまして、検討委員会のほうから以上のような6点にわたり、すべて適切であると判断いただきまして、ここに議案としてご審議いただくことになったわけです。以上です。

**委員長** ご質問ご意見がありましたら、お願いいたします。例年、こういった手続きで行っているわけで、教科用図書の検討委員会の報告が出たということで、その原案について採用していいかということです。

**教育長** 今回の答申は、学校教科用図書検討委員会の委員長である中川先生から答申をいただいた

わけですが、中川先生はご案内のとおり、当区の養護学校の校長先生でもあり、それぞれ特殊学級等の先生方のご参画のもとで、この図書をそれぞれの学校の子どもたちに合わせて選んだというふうに聞いております。それぞれの 107 条本といわれている市販の中から、区の採択要綱に沿ったものを選んだということで、適切な教科書が選ばれているのかなと思います。先生方は大変ご努力され選んだと思っております。そういう意味では適切な教科書が選ばれているのかなというのが、私の受け止めた印象であります。

**委員長** 他にご質問ご意見はございますか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議ないようですので、議案第 57 号は、原案どおり決定させていただきます。ありがとうございました。

次に報告事項に入らせていただきます。第 1 番目に追加されました報告事項で「杉並区立学校事案決定基準」について、庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは私から「杉並区立学校事案決定基準」についてご報告いたします。役所用語でわかりにくいのですが、事務の執行において誰が最終的な責任を持つのかということ、それぞれの事務ごとに決めたのが今回の基準です。今回基準をつくった際に、学校で行われるさまざまなものについては、当然、校長が最終的な責任を負うということを原則としながらも、何点かについては教頭のほうにも権限を委任するという形で、基準をつくっています。

別表にそれぞれの中身について書いてありますが、最初の事案区分で「学校運営」というのがあります。これは運営事案から文書管理事案まで 4 つの運営事業があり、項目は 16 の事案ということです。このうち 2 つを教頭に権限を委任するということで、文書管理に関しての審査から配付まで。それから文書の分類・保管・廃棄、そういった関係の部分については教頭権限ということで基準を定めております。

その次の「教育指導」に関する部分ですが、指導計画及び指導・評価事案と教育研究事案の 2 つの運営事業があり、それぞれある項目 9 事案については、すべて校長の権限ということで定めています。

事案区分の 3 ですが、「学校保健・給食」についても、これも 2 つの運営事業ということで、項目が 11 事案あり、これらについてもすべて校長権限ということで定めています。

その次の事案区分 4 も「学校職員人事」ということで、2 つの運営事業で 6 事案項目があり、すべて校長ということですが、その中の「服務事案」の「服務に関する届・願・申請」の中で、「出勤簿の整理」ということがあり、この出勤簿整理は教頭の権限ということで定めております。

次の「学校職員給与・旅費・福利・厚生」の事案区分 5 ですが、これは 3 つの運営事業で 11 事

案項目があり、これらはすべて校長ということです。

最後に「学校財務」ということで、予算事務事案から施設管理事案まで6つの運営事業があり、全部で14事案項目ということで、これらについても原則として校長権限ということです。その中で何点か、例えば「契約事務事案」で、契約締結だとかそういったものについては校長ですが、検査という仕事があり、この検査については教頭ということです。それから「施設管理事案」の所でも、「防災・防火計画」というところで、防火管理者の業務ということで、これは教頭に下ろしています。そして「目的外利用」のところでも、学校開放利用は教頭ということです。

この基準の施行ですが、9月1日から施行するというものです。以上です。

**委員長** では、ご質問ご意見をお願いします。

**大蔵委員** 運営事業のところの「保健事案」ですが、05の出席停止、臨時休業の（報告）は何ですか。

**学校運営課長** これは例えばインフルエンザが流行したりして、欠席が多数になるという場合には、学校長の判断で休校したり、該当児童に対して出席停止というような形の措置をすることがあります。そういったものについては教育委員会に報告をするような規程になっており、その場合の報告です。

**大蔵委員** もう1つは、次のページに「任用事案」とありますが、任用というのは何ですか。「昇格・降格・昇給の内申」というのはわかりますが、この「任用等具申」というのは、教員の異動についてとかいうことですか。

**庶務課長** 採用・異動・兼業の関係ですとか、休職・復職・退職。それから臨時的職員とか講師の関係とか、そういったものが入ってきます。

**大蔵委員** そういう臨時職員、講師等はわかりますが、教員そのものの異動については、任命は東京都教育委員会ですので、事前に校長が関与するということはないのではないのでしょうか。それともあるのでしょうか。

**指導室長** 校長のほうから具申を受け、教育委員会としてもヒヤリングをしております。

**大蔵委員** こういう先生を採りたいということが、校長から具体的に出てくるということがあるということですか。

**指導室長** そういう場合もあります。

**大蔵委員** もう1つあります。「福利・厚生事案」のところの05「退職手当」というのを校長が決定する部分というのがあるのですか。

**庶務課長** 退職手当の内申書を出していきますので、その際の帳票をつくっていきますから、その帳票の責任について校長ということです。

**大蔵委員** それは書類をつくることであって、校長がこの退職手当をどれくらいに減算しようとか、追加しようとか、そういうことではないですね。

**庶務課長** そうです。

**大蔵委員** 非常に事務的なことですね。

**庶務課長** はい、そうです。

**委員長** 他にございますか。ないようでしたら2番目の報告「定期外健康診断」について、学校運営課長からお願いします。

**学校運営課長** 先般、区立中学校の教諭に関して、結核の罹患がありました。それに伴いまして、定期外の集団検診が行われましたので、その状況と対応についてご報告をさせていただきます。

お手元の資料で、「宮前中学校結核定期外集団検診について」という資料があります。まず患者該当教諭ですが、宮前中学校の男性教諭ということですが、発症確認までの経過ですが、6月24日(月)に教職員の一般総合健康診断が行われまして該当教諭が受診いたしました。6月26日(水)に検診機関から学校運営課のほうに「胸部所見における緊急連絡票」が届きました。この緊急連絡票の内容として2点ありました。まず第1点目として、「結核に感染している恐れがあること」。第2点目として、「検診機関で精密検査、胸部CTスキャンという形のものを受診すること」という内容のものでした。翌日の6月27日(木)ですが、該当教諭が、検診機関で精密検査、胸部CTスキャンを受診しました。その結果ですが、「結核に感染している強い恐れがあること」と、もう1つは「国立国際医療センターで受診すること」という指示があり、翌日の28日(金)に国立国際医療センターにおいて、喀痰の検査を行いました。その結果、喀痰の中に結核菌が発見され、結核であると確定をしたものであります。

診断の内容ですが、「入院して治療することが必要である」というものでした。該当の病状が、いわゆる開放性結核ということで、菌を周囲にばらまくというような病状でしたので、結核菌が検出されなくなるまで学校への出勤は停止するというものです。

当該、定期外集団検診の日程ですが、7月1日に宮前中学校の学校当局と、高井戸保健センターの両者で、今後の日程等の打合わせを行いました。5日に緊急の保護者会を開きまして、9日にツベルクリン反応検査の接種を行っています。その接種の結果が11日に判定が行われ、その判定の結果に基づき18、19日の両日に分かれ胸部レントゲン撮影を行っています。22日は、化学予防対象者を選定しています。

今後ですが、29日に総合判定を行い、結果をそれぞれの生徒、または教職員に通知するという格好になっています。そして2、3回に分けツベルクリン反応検査を行わなければなりませんので、9月に第2回目のツベルクリン反応検査と判定を行っていくことになっています。

先ほど申しました、9日の第1回ツベルクリン反応検査の接種者ですが、合計で295人です。これは主にその教員と日常的な接触があったと思われる生徒、または教員を対象としたものでして、基本的には中学生2年生、3年生を中心に295人という人数になっています。

ツベルクリン反応検査の内容を具体的に申しますと30mm以上の発赤があった場合とか、あるいは生徒の家族の方に、過去に結核の罹患歴があった方。または、この1年間に風邪等が長引いて咳とか鼻水とかが止まらなかったような生徒の方、そういうような方が胸部のレントゲン対象ということで、18、19日にレントゲン撮影を受けたわけです。その人数が合計で126人という形です。

最終的に胸部のレントゲン撮影で、結核の疑いがあると判定された生徒、教員については、化学予防対象という形になり、結核予防法の規程に基づき、結核発症防止のための予防内服薬を6カ月間くらいだと言われてはいますが、一定期間服用するという管理措置が取られることになっています。

法定伝染病ということもあり、保健所、保健センターの全面的な協力をいただきながら、生徒が学習にいそしめるように万全の管理をしていきたいと考えております。また今後、児童とか生徒、教職員の健康管理については、万全を期してまいりたいと考えております。以上です。

**委員長** では、ご質問ご意見をお願いします。

**大蔵委員** この( )が付いており、「ツベルクリン反応検査・接種者合計295名」と書いてあります。念のため伺いますが、全校生徒で何人いるのでしょうか。

**学務課長** 6月1日現在、宮前中学校の全生徒数は380名です。

**安本委員** 22日、化学予防対象者を選定しているのですが、これはどのくらいの人数がここに出ていますか。

**学校運営課長** 申し訳ございません。レントゲンの結果に基づいて、その結果を審査している途中でして、判定会議は22日に一度設けられたのですが、まだその結果のほうはこちらのほうにきておりませんので、ちょっと人数がはっきりわからないのです。多分、20名前後になるかと思えます。一般的な対象の人数、過去の事例で推測すると、そのくらいになるのではないかというふうにいわれております。

**安本委員** 病気だから、男の先生が100%悪いとは思いませんが、やはり子どもたちがいるわけです。要するに、20人の中には先生ばかりではなく子どもも入っているわけですね。もしかしたら、この先生から感染したかもしれないだけで、それもわからないわけですが、健康のことなので、今後十分ご注意していただきたいと思えます。

**次長** 今の教師の中で発見されたということについてですが、教師は学校の中で毎年総合検診をや

っていますが、受診率が実際にはあまりよくないということもあり、こういったことを機会に、個人の問題だけではなく子どもに関わることなので、今後、検診は必ず受けるように指導していきたいと考えております。

**安本委員** 先生は定期検診の時は、どこかの病院とかお医者さんの所に出かけていくわけですね。

**学校運営課長** 定期健康診断については、主に各保健センター等で行っております。近隣の学校から、先生方が近隣の保健センターのほうに行って受診するという格好をとっています。あるいは区民センター等も使っております。なるべく先生方が受けやすいような日時と場所を設定して行っているところです。

**安本委員** なかなかお休みをとって行くというわけにはいかないでしょうから。

**学校運営課長** 検診については、健康管理というのは使用者側の責務ということもあり、公務という形で検診を受診させております。

**委員長** 他にございませんか。安本委員が言われるように、体のことでもあり、夏休み中ですが、できるだけその辺抜けないようにお願いします。

それでは、3番目の「済美養護学校幼児教室見直し具体化検討会の報告」について、学務課長のほうからお願いします。

**学務課長** 「済美養護学校幼児教室見直し具体化検討会の報告」につきまして、お手元の概要と報告書に基づきご説明させていただきます。

済美養護学校に設置されています幼児教室については、養護学校が開設されて2年余り後の昭和56年6月に事業をスタートさせております。この幼児教室は、知的な面で発達に遅れのある3歳から5歳以上を対象に運営しております。この事業を開始した当初の趣旨は、当時まだこども発達センターのような早期の専門療育機関がない中で、やはり早い時期から早期療育を受ける体制の必要性は指摘されていたわけで、まだそういった施設もない中で、やはり一体的に早期教育訓練を目指していく必要があるということで、当初、幼稚部を養護学校に設けようということで検討がされたわけです。東京都でも養護学校で幼稚部は運営されておられません。そういった中で認可が受けられなかったということで、養護学校が開校して2年近く遅れた昭和56年6月に、法令等に基づかない任意の事業として、予算措置によりスタートしたという経緯があります。

オープン以来、21年余り経過するわけですが、概要資料の2番目に書いてありますとおり、平成9年4月に杉並としての早期の専門療育機関である「こども発達センター」ができ、幼児教室がスタートして以降、保護者の方々のニーズもある中で、一般の区立幼稚園、あるいは保育園などでの障害のある幼児の受け入れが急速に進んできました。また保護者の方も、専門的な個別な療育指導ではなく、より統合された環境の中でお子さんの成長を促していきたいという、統合保

育を求める保護者の方が非常に増えてきました。

また現実的な問題として済美養護学校についても、平成6年の増改築以降、入学される小・中学部の児童・生徒が年々増えてきて、現在では80名近いお子さんが義務教育を受けられているという中で、普通教室の不足ということも極めて喫緊の課題として、施設の狭あい化問題が出ているという状況があります。

こうした中で、報告書の19ページをお開きください。今回、幼児教室が抱えているさまざまな問題などを検討するため、見直しの具体化検討会を設置いたしました。設置理由は、いま済美養護学校の幼児教室を取り巻くさまざまな環境変化を、幾つかの点に整理して申し上げましたが、そういった環境変化に対応して幼児教室のあり方を抜本的に見直すために設置したものであります。

具体的な検討内容としましては、幼児教室の見直しに伴う他の関係する施設での受け入れ体制に関すること。あるいは相互の連携の方策に関することなどを中心に検討したものです。検討会のメンバーとしては事務局次長を座長とし、教育の関係者並びに保育、あるいはこども発達センターなどのほうからも職員の方に入っていただき検討を重ねてきました。

20、21ページには、具体的な委員名簿と、4月30日に1回目の検討会を開いて以降の経緯をまとめています。

この報告は非常にボリュームがありますので、概要は資料に沿い、簡単にご説明をさせていただきます。

この幼児教室の見直しに至る背景、あるいは問題課題については、先ほど冒頭で申し上げたとおりです。こういったことを踏まえ、概要版資料の3番目に書いてありますが、この幼児教室見直しにあたっての基本的な考え方と、これからの障害のある幼児に関わる施策の方向性について、簡潔に整理しています。

先ほど申し上げたとおり、平成9年4月に専門療育機関である「こども発達センター」が開設され、そこに「たんぼぼ園」がより充実した形で設けられ運営されている状況があります。また、一般の保育園、あるいは幼稚園での受け入れ体制の充実という状況もあり、当初、幼児教室を設置した目的、障害のあるお子さんの早期教育訓練の場として設置したわけですが、その目的はこども発達センターを中心とした受け入れ体制の充実に伴って、一定程度、目的を達成しているという状況があります。

また一方、現実的な問題として、済美養護学校の施設の狭あい化という問題がある中で、今ある学校の施設を有効活用しながら、義務教育である小・中学部のより適切な運営を確保していく必要があるということから、これらの状況を総合的に判断し、幼児教室の事業については平成14

年度限りで廃止することとしました。そして療育システムの中心であるこども発達センターと、他の幼稚園、保育園など関係施設・機関との連携協力の充実を図っていきたいと考えています。

施策の方向としては、あくまで20年余り経過する中で、時代や社会の環境変化に対応し、事業を再構築していくという基本的な視点に立ち、平成9年4月にできた療育システムの中心機関のこども発達センターを中心にしながら、他の一般施設とのネットワーク型の運営により、障害のあるお子さんの施策や事業を、より一層の充実を図っていく一方、養護学校が直面している教室不足などへの対応を、当面図っていくという考え方を示しています。

裏面をご覧ください。こういった基本的な考え方に立ち、具体的な見直しに伴う、障害のあるお子さんへの施策や事業の改善や充実の中身の点です。当然ながら幼児教室がこれまで担ってきた役割があり、この幼児教室の廃止ということになれば、障害のあるお子さんへの、早期の段階からのより適切な支援を、こども発達センターを中心に総合的に提供していくということが求められていくこととなります。したがって、こども発達センターの支援機能、あるいはネットワーク機能を今後さらに充実させながら、保健・医療・福祉と教育との間での連携協力関係を一層深めつつ、障害のあるお子さんへの多面的な発達援助、あるいは支援体制の確立に努めていくということを施策や事業の基本にしてまいりたいと考えています。

具体的には、関連施設の受け入れ体制は、記載のとおり幼稚園・保育園・たんぽぽ園で、それぞれ今回の見直しに合わせた対応を取ってまいりたいと考えています。また発達センターの、「一般の幼稚園・保育園など施設への支援機能」という点ですが、2番目に書いてあるとおり、例えば「幼稚園での巡回指導での専門性の確保」、あるいはこども発達センターで行っている「専門職などによる個別指導との連携教科」、あるいはこども発達センターを中心にした「療育システムの一層の充実」、さらには「職員・教員の専門性や指導力のアップ」ということも、こども発達センターの支援機能をより充実させる中で取り組んでまいりたいと考えています。

また、相談部門としては、教育委員会の学務課、済美教育研究所と並んで、こども発達センターがあります。従来、教育と療育・福祉の分野が、ややもすると、緊密な連携という点では若干弱かった側面もありますので、今回の見直しに合わせて、これら相談部門の連携、協力関係をより充実させる。それと同時に、学齢期の小・中学校の集団就学相談の体制、区立幼稚園への就園に当たっての連携、さらには済美教育研究所とこども発達センターとの役割分担をより明確化させながら、保護者の皆様に的確に対応できるような相談体制の再構築を図っていきたいと考えております。

なお、幼児教室については、5名のお子さまを今年度預かっております。そのうち3名の年中組のお子さまがいます。当然ながら、小学校への入学までもう1年、平成15年度があります。こ

の点については、保護者の皆様と今後さらに話し合いの場を設けながら、意向を把握しつつ具体的に、お子さまごとの個別的な配慮に基づいた援助に努めてまいりたいと考えております。具体的には5の(2)に書いてあるような手だてを講じながら、現在いらっしゃるお子さまへの対応に努めてまいる考えであります。

この検討会の報告を受けての今後の取組み方ですが、これまでも、6月から7月にかけて、幼児教室の保護者並びに養護学校のPTAの皆様との話し合いの機会なども設けさせていただきました。具体的なご意見なども多々頂戴しております。それらのご意見や今回の具体化検討会の報告の趣旨を踏まえながら、教育委員会の事務局としては、教育長の判断によって今後の幼児教室見直しの方針を決定していく予定です。以上です。

**委員長** では、ご質問、ご意見をどうぞ。

**安本委員** もともとの受け入れ定員が12名で、14年度はそれが6名ということですが、このときに6名より多い応募はありましたか。

**学務課長** 今年度定員を変更した理由は、小中学部の児童・生徒数の増大に対応するための緊急避難的な対応だったわけですが、定員変更について前年度末に保護者の皆様にお話した際、あるいは学務課のほうに寄せられた入級相談でも、6名を超える相談はありませんでした。結果的に現在、定員の範囲内の5名のお子さんをお預かりしています。

**安本委員** アクションプランにも出ているのですが、そういった方たちも、介助して幼稚園などうまく生活できるように援助していただくことは大事だと思います。たった3人ではありますが、大切に考えてあげて、幼稚園なりこども発達センターなりで十分な療育が受けられるようにしていただければと思います。

**学務課長** 委員がご指摘のとおりで、この間の話し合いでも、一般の幼稚園でも14年度から介助員がより充実したわけですが、指導の専門性という部分では、非常に不安な声を頂戴しております。区立幼稚園での専門性や指導力の向上ということは、とても重要な課題になります。こども発達センターでの専門性などが当然ありますので、その辺との連携をする。あるいは、教員自身の身障教育に対する知識・理解を深めていただくような研修機会の充実、こういった点を組み合わせながら、個別の相談の中で、お子さま一人ひとりの状態に合った適切な療育や指導が行えるよう対応してまいりたいと思います。

**大蔵委員** 私は済美養護学校にずっと行っているのですが、本当に教室がありません。ほかの学校は余裕教室がありますが、あそこは全部つぶしてしまってやっている状態ですから、やむを得ないと思います。しかし、済美養護学校そのものも、これ以上子どもが増えたときにどうするかは考えなければならないでしょうね。

**学務課長** 済美養護学校の施設面の問題ですが、幼児教室の見直しは、あくまで当面の対応の1つです。今後、入園児童・生徒数の見込みをしっかりと押さえることは、転入の問題など不確定な要素がありますので、なかなか見通しがつけにくいわけです。現状でも教室不足は深刻になっていまして、特別教室を普通教室に転用するなどのやり繰りの中で、何とか対応しております。やはり中・長期の見通しの中で、養護学校の施設整備、設備をどのようにしていくか。これは今年度立ち上げている、「今後の杉並区の身障教育のあり方を考える検討会」の大きな課題の1つにして、しっかり方向を見定めていきたいと考えております。

**次長** 大蔵委員からのご指摘なのですが、いま区立の知的発達障害の養護学校はうちだけなのです。国や都の動きは、区市町村立の養護学校は非常にいい。いま設置義務は都道府県にしかないが、それを市町村に移していこうという動きもあると聞いています。そうなってくると、仮にまた区立のものを我々がつくっていくにしても、財政的な負担が軽くなることも考えられます。そういった動きも合わせて、区立の今後の対応を考えていかなければいけないと思っています。

**宮坂委員** いま現在、区立では知的発達障害児を多少は受け入れているのですか。

**学務課長** 知的発達障害のお子さんについては、済美養護学校が養護学校として受け入れているわけですが、それ以外に心身障害学級、いわゆる特殊学級なども設置して、障害の程度などを踏まえつつ、保護者の皆様のご意向に合わせて受け入れています。また、保護者の皆さんの強いお気持ちなどもあって、一部通常学級に入学されているという状況もあります。

**宮坂委員** ここに、私立幼稚園、私立保育園への受け入れを促進するという文章がありますが、入る場合に、ほかの健常の子どもとの間の問題点というのは、特に聞いていませんか。

**学務課長** 幼稚園であれば、幼稚園の学級定員は、国の基準で言えば35名、杉並区の場合は32名と、かなり大きな集団規模ですので、軽度の知的発達の遅れのあるお子さんが入った場合、当然ながら、介助、個別的な配慮が届くよう人的な手だてもしていかなければなりません。教員一人だけできめ細かに、一般の子どもと同様の保育・教育を行っていくのは、非常に難しい側面もございます。そういう安全上の配慮、人的な介助面での配慮、こういったものを組み合わせながら行う必要があると思います。

それ以外に専門的な療育なり指導なりが必要ということになれば、それに合わせて、こども発達センターのたんぼぼ園、たんぼぼ園に入らなくても、個別指導との連携、そういったさまざまな組み合わせの中で支援していく必要があると考えております。

**宮坂委員** 実際かなり難しい面と言いますのは、例えば3歳ぐらいの子どもが、知的な障害があるのかないのか。こういうことを言うのはどうかと思いますが、軽度の場合、親のほうで認めたくない場合もあるのです。専門家が見ても、幼稚園の先生が見ても、3歳ぐらいだと、聞いても答

えない。わからなくて、知的障害があつて遅れているから答えないのか。たまたま機嫌が悪いのか。子どもですから、その辺の状況の判断は非常に難しいところがあるのです。はっきり言って、親は認めたがらない場合があります。一般の子どもと同じ組でやって、後で非常に手数がかかったりする場合があります。

私立などは、こういう方を受け入れると補助金が出るわけですが、補助金を受けるには親が、「うちの子は知的障害がある。手がかかるからお願いします。」ということ承諾して、はんこをもらわなければいけません。ところが親に、「あなたの子どもは知的障害です。」ということではんこをもらうことは、非常に難しい場合があるのです。その辺の判断、誰が見ても完全な重度でしたら別ですが、軽度の場合は、単に少し遅れている程度なのか、どうなのか。子どもというのはいろいろ幅があり、先にずっと走って後で遅れてしまう子どももいれば、大器晩成型もあります。つまり、3、4歳で子どもの発達が遅れているということを、親を含めて判断するのがいいかどうかというのは、非常に難しい問題があるのです。その辺を含めて検討していかないといけない。身体障害専門のお医者さんが診ればわかるのですが、いろいろ問題もあると思います。どうしてくれということではないのですが、そういったことで大変だろうと思いますので、よろしく願いします。

**教育長** 区市町村立の知的障害児の養護学校を持っているのは、杉並区ぐらいだと思います。それから、こども発達センターという、生まれて間もない子どもも適切に早期療育しようという施設を持っているのも、近隣でそう多くはないのではないかなと思うのです。逆に言えば、他の区市はどうしていらっしゃるのかということで、何か情報はありますか。

**学務課長** 早期療育の専門機関は、23区全部設けているという状況には至っていませんので、杉並区のこういった試みは割と先進的な部分に入ると思います。

他の早期療育の体制づくりについて、ちょっと勉強不足で、そこまで情報は入っていないのですが、当然ながら杉並区の場合でも、こども発達センターの前身として児童福祉センターに「旧たんぼぼ園」という施設がありました。専門機関を中心にした体制は出来てなくても、分野ごとでそういう子どもたちを受け入れる施設などは、東京区部にはあると思っています。

**宮坂委員** 私もそう思います。あまり詳しいことはわかりませんが、一般的な話を聞いた段階では、いい意味で杉並区はかなりその辺が進んでいるのではないかなと思います。それだけに、経費も人手も大変な面も今後多いと思います。

**教育長** 杉並区は先駆的にやっているわけですから、文部科学省に特別な加算なり補助金なりをしっかりと裏付けてもらえれば、これから増えていくことも考えられますから、場合によっては、さらにそういう受け入れ施設をつくって差し上げたいという気持が私はあります。文部科学省には

もっと要求すべきかなと、そんな気持も持っています。

**大蔵委員** 杉並区は非常に先進的でいいということになれば、そういうお子さんをお持ちで東京近郊に勤めている方が杉並区に移ってくることもあるわけです。そうすると、それは受け入れざるを得ないわけですから、増えるおそれは非常にあります。あそこを見ていたら、校庭をつぶして1棟建てたら本当に狭くなって、どうにもならなくなりますし、難しいです。

**学務課長** 養護学校自体は、いま委員がおっしゃられたとおり、最近では東京に転勤になった場合、インターネットなどでいろいろ情報は収集できますので、こういったお子さんを抱えている方であれば、より受け入れ条件のいい自治体に住むということもございます。そういった形で杉並区の養護学校に入られる方も現実にいらっしゃるようです。

一方、施設についても、現在の済美養護学校の敷地は建ぺい率、容積率をかなり使い切っている状況ですので、建てるにしてもプレハブ程度で、大規模な増改築は法的にもうできないという状況があります。こういった点も踏まえて、こういった方向が望ましいのか。先ほど申し上げたような検討会の中で、関係の先生方からもいろいろご意見を頂戴しながら、十分検討してまいりたいと思います。

**委員長** 皆さん方のご協力も得て、松本次長が座長としてまとめられたわけですが、どうもご苦労さまでした。いろいろのご意見が出ました。ここにも書いてあるように、ノーマライゼーションとかいろいろなことで、今後、発展的に、身近な範囲でネットワークのケアができればいちばん都合がいいわけです。新しい時代に対応させて、実施のほうを今後どういうふうに行っていくのか。ご苦労されると思いますが、よろしくをお願いします。

4番目の「高円寺中学校体育館改築に伴う基本設計について」、5番目の「泉南中学校落成式について」、施設課長、お願いします。

**施設課長** 「高円寺中学校体育館改築に伴う基本設計について」説明いたします。現在、区立小・中学校の校舎、体育館については計画的に耐震対策を進めているところです。具体的には、耐震の診断・設計・補強工事という順序で行っております。

高円寺中学校については、平成12年度に耐震診断を行ったところ、校舎については補強を要する。補強で対応可、ということでした。しかし体育館については、補強困難との判断を受けております。このため、体育館につきまして改築に向けての作業を進めておりましたが、この度基本設計がまとまりましたので、席上に配付しております資料に沿って説明いたします。

概要ですが、予定の工期として、体育館の解体は平成14年12月～15年3月にかけて行う予定です。体育館の建設は平成15年5月～16年3月までです。これに伴って、校舎の耐震の補強工事を平成15年5月～10月まで行う予定です。用途地域、設計業者等は記載のとおりです。

体育館の改築面積は 940.13 m<sup>2</sup>。右側が既存体育館の平米数です。体育館の延べ床面積は 1075.38 m<sup>2</sup>、最高の高さは 11.85 m です。

図面ですが、図 A - 1 が工事の工程表と配置図で、左側が北側、下が環七という状況です。ちょうど左下角に既存体育館がありますので、その場所に建て替えるものです。

それを囲む、逆 L 字形になっている校舎は、A 棟・B 棟とも補強工事を行うものです。

図 A - 2 には 1 階の平面図を記載してあります。だいたい色の部分が既存建物、みどり色が改築部分です。図面が小さくて恐縮ですが、左側にはステージ、下には女子便所、身障者用便所、男子便所等があります。右側には体育準備室、器具庫、こういったものを配置してあります。

図 A - 3 は 2 階部分の平面図です。ぐるりと回っている所がギャラリー、左上に倉庫、左下に放送室を設けてあります。最後のページに立面図を記載してあります。北側、南側、西側、東側と、それぞれこのようなイメージです。以上で高円寺中学校の体育館改築については終わります。

続いて、泉南中の落成式ですが、本日は口頭で説明させていただきます。現在、泉南中学校は平成 15 年 2 月竣工予定で改築工事を進めております。校舎棟部分がこの 7 月に一部竣工いたします。これに伴って、来たる 9 月 6 日（金）午前 10 時から、落成式を当該校で予定しております。委員の皆様には、後日ご案内の文書を送付させていただきます。以上です。

**委員長** 4 番目の「高円寺中学校の体育館改築に伴う基本設計について」、ご質問・ご意見を願います。

**教育長** いままでより少し大きくなるということで、学校側にとってもいいことかなと思いますが、学校側、教職員や P T A などのご意見・ご要望などはどんなふうに聞いて、どんなふうにかされた部分がありますか。

**施設課長** 学校側からは文書でいろいろ要望をいただいております。放送関係、ステージ関係、あとは更衣室、そういった部分もございませぬ。本来体育館には開放用のシャワーなども付いている所が多いようですが、ここはいかんせん場所が狭いということで、逆に男女の更衣室を余計にとった、そんな経過もあります。

**教育長** 更衣室にはシャワーが付いているのですか。

**施設課長** シャワーは付いておりませぬ。

**教育長** いま教育委員会に諮られているわけですが、学校側にも、もちろん事前に話を聞いたり示したりして、基本的な了解事項は出来ているわけですか。

**施設課長** 学校とタイアップして進めております。

**教育長** 環七がそばにあるということで何か特段の配慮はありますか。

**施設課長** 校舎自身が二重構造に、窓が二重サッシになっております。体育館につきましても、そ

のような配慮もしていくと聞いております。

**委員長** よろしいでしょうか。それでは泉南中学校の落成式について口頭で説明がありましたが、何かご質問はありますか。よろしいですか。

では、最後に「インターネット図書予約システム」について、中央図書館の次長からご報告をお願いします。

**中央図書館次長** 大変申し訳ありませんが、これは資料がありません。インターネットによる図書予約サービスの開始についてご報告申し上げます。昨年11月に、図書等書誌情報の検索サービスを開始したところです。今年度、いまのところ10月を予定しておりますが、区内の図書館にある図書や雑誌を図書館のホームページから、予約申込受付を行うことができるようなサービスを開始する予定です。

予約システムの利用方法は、現在区立図書館に利用者登録を行っている利用者であることが条件です。また、運転免許証や保険証など利用者本人を証明できるものを持参していただいて、図書館で仮パスワードを受け取る。その仮パスワードで直接本人が、インターネットで本パスワードへ変更する、という方法を考えております。

周知方法としては「広報すぎなみ」の9月11日号に掲載の予定です。また、図書館のホームページや利用案内、図書館内の掲示やチラシなどで周知する予定です。

**委員長** では、ご質問、ご意見をどうぞ。

**安本委員** 検索サービスについては、やってほしいという要望も随分いただいていたと思うのですが、いまのところ、利用率はどのくらいですか。

**中央図書館次長** 現在落ちついていまして、1日500件程度です。サービスを始めた当初は1,000件近くアクセスがあったのですが、それから少し減りまして、現在は1日500件程度です。

**安本委員** 図書の予約システムというのは、その図書館だけのものですか。それとも、1個にアクセスすればどこの図書館の本も予約できるとか、そういうふうになるわけですか。

**中央図書館次長** 本での検索になりますので、その本が区内のどの図書館にあらうとも、予約できるシステムです。

**安本委員** いつから始めるのですか。

**中央図書館次長** 10月からの予定です。一応努力目標として、現在10月1日を目途に内部では進めております。

**委員長** ほかにございますか。今日は6件の報告事項を承りまして、すべて意見聴取を終わりました。

本日は、これもちまして終了させていただきます。ありがとうございました。